

電気料金メニュー約款
(北海道電力ネットワーク管内)

2025 年 10 月 1 日実施

小売電気事業者
王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

取次事業者
株式会社トドック電力

目 次

1	適用	1
2	料金メニュー約款の変更.....	1
3	定義	1
4	契約種別	2
5	従量電灯 A.....	2
6	従量電灯 B.....	2
7	従量電灯 C.....	4
8	低圧電力	5

1 適用

- (1) この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）が維持し、および運用する供給設備を介して、お客さまが小売電気事業者である王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社より株式会社トドック電力（以下「当社」といいます。）の電気需給約款（法人低圧）（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める料金単価には、消費税および地方消費税相当額を含みます。

2 料金メニュー約款の変更

- (1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送供給等約款等」といいます。）が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、料金メニュー約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の料金メニュー約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金メニュー約款によります。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により、消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。以下同様とします。）の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

3 定義

次の言葉は、料金メニュー約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
本契約に基づき設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまが使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 契約電流
お客さまが使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。
- (8) 契約容量
お客さまが使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (9) 契約電力
契約上お客さまが使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 使用電力量

お客さまが当社から電気の供給を受けて使用した電力量で、一般送配電事業者が需要場所に設置する計量器を用いて測定された電力量をいいます。

4 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	従量電灯 A
	従量電灯 B
	従量電灯 C
電力需要	低圧電力

5 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、5アンペアといたします。

(ロ) 一般送配電事業者によって、契約電流に応じて電流制限器または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙1（燃料費等調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙1（燃料費等調整）別表（燃料費等調整単価算出係数等）、（離島ユニバーサル調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙1（燃料費等調整）3.によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、本約款別紙1（燃料費等調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙1（燃料費等調整）3.によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

基本料金（最低料金）	1 契約につき最初の9キロワット時まで	4 2 7 円 9 5 銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3 5 円 6 9 銭

6 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技

術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (ロ) 一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙1（燃料費等調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙1（燃料費等調整）別表（燃料費等調整単価算出係数等）、（離島ユニバーサル調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙1（燃料費等調整）3.によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、本約款別紙1（燃料費等調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙1（燃料費等調整）3.によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10アンペア	4 1 8 円 0 0 銭
契約電流 15アンペア	6 2 7 円 0 0 銭
契約電流 20アンペア	8 3 6 円 0 0 銭
契約電流 30アンペア	1, 2 5 4 円 0 0 銭
契約電流 40アンペア	1, 6 7 2 円 0 0 銭
契約電流 50アンペア	2, 0 9 0 円 0 0 銭
契約電流 60アンペア	2, 5 0 8 円 0 0 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120キロワット時までの1キロワット時につき	3 5 円 6 9 銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	4 1 円 9 8 銭
上記超過1キロワット時につき	4 5 円 7 0 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって

算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	4 2 7 円 9 5 銭
---------	---------------

7 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

ホ 料 金

1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙1（燃料費等調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙1（燃料費等調整）別表（燃料費等調整単価算出係数等）、（離島ユニバーサル調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙1（燃料費等調整）3.によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、本約款別紙1（燃料費等調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙1（燃料費等調整）3.によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	4 1 8 円 0 0 銭
-------------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	3 5 円 6 9 銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	4 1 円 9 8 銭
上記超過1キロワット時につき	4 5 円 7 0 銭

8 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、

(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより当社と本契約を締結する場合、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を引き継ぐものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定して頂きます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(a)供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(b)供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 ×1/1000

ホ 料 金

1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙1（燃料費等調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙1（燃料費等調整）別表（燃料費等調整単価算出係数等）、（離島ユニバーサル調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙1（燃料費等調整）3.によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、本約款別紙1（燃料費等調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙1（燃料費等調整）3.によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき、以下のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,413円06銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円95銭
------------	--------

(5)その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附則

この料金メニュー約款の実施期日

この料金メニュー約款は、2025年10月1日から実施いたします。

2017年9月1日 制定
2019年10月1日 改定
2020年11月1日 改定
2024年5月1日 改定
2025年10月1日 改定